水谷中央地区地区計画

《位置》神戸市西区水谷1~3丁目、玉津町水谷字南山神・字西山神、玉津町今津字東山

《面積》約 15.7 h a

《決定年月日》平成 13 年 10 月 22 日

《地区計画の目標》

当地区は、神戸西グリーンタウンのほぼ中央部に位置し、神戸・明石の都市近郊の住宅市街地と して整備されつつある。本計画は、都市近郊の住宅市街地として良好な住環境を有するゆとりある 市街地を適正に誘導することを目標とする。

《区域の整備・開発保全の方針》

土地利用の 方 針	当地区を「低層住宅地区」、「中低層住宅地区」及び「複合住宅地区」に区分し、都市 近郊の住宅市街地としての計画的な土地利用を誘導する。 1「低層住宅地区」・・低層住宅を主体として、良好な住環境を備えた閑静で落着きの ある住宅地の形成を図る。 2「中低層住宅地区」・・周辺環境に配慮しつつ、地区内幹線道路沿道において中低層 住宅を主体としたゆとりとうるおいのある住宅地の形成を 図る。 3「複合住宅地区」・・幹線道路沿道において、周辺環境に配慮しつつ、様々な機能を 持つ良好な市街地の形成を図る。
地区施設の 整備の方針	土地区画整理事業で整備される道路・公園などを活かし、土地利用の増進及び健全 かつ良好な環境の形成を図る。
建築物等の整備の方針	1「低層住宅地区」・・閑静で落着きのある低層住宅地としての環境を形成するため、 建築物の宅地規模等に留意して整備を行う。 2「中低層住宅地区」・・周辺環境に配慮しつつゆとりとうるおいのある中低層住宅地 としての環境を形成するため建築物等の配置、高さ等に留意 して整備を行う。 3「複合住宅地区」・・幹線道路沿道にふさわしい魅力ある環境を形成するとともに周 辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、配置等に留意し て整備を行う。

《地区整備計画の概要》

◇建築物等に関する事項

地区の細区分 (面積)	低層住宅地区 (約 11.4ha)	中低層住宅地区 (約 1.5ha)	複合住宅地区 (約 2.8ha)
用途の制限			次の各号に掲げる建築 物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 床面積の合計が15㎡を 超える畜舎
敷地面積の 最低限度	1 3 0 ㎡ (注1)		
壁面の位置 の制限		道路境界線から建築物の 面までの距離は1m以上とす かに該当する建築物又は建 限りではない。 (1) 車庫等の建築物で、軒の (2) 外壁等の中心線の長さの	築物の部分についてはこの 高さが 2.3m以下のもの
高さの最高限度		2 0 m	
かき又はさくの 構造の制限		生垣又は高さ 1.2m以下の透 戈を併設したものとする。	

- ただし,以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 注 1
 - (1) 現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建
 - 築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合 (2) 土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された際に存する所有権その他の 権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その土地の全部を一の敷地として使用 する場合

